

岩手県公安委員会告示第 13 号

指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 7 号）第 3 条第 1 項の規定により、指定車両移動保管機関から次のとおり変更する旨届出があった。

平成 18 年 5 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

指定車両移動保管機関の名称	変更事項	変更前	変更後
社団法人岩手県交通安全協会	住所	盛岡市肴町 3 番 17 号	盛岡市天神町 11 番 1 号
	代表者の氏名	鈴木 三郎	菅原 温士